

# 2026 年度春学期 立教大学緊急給与奨学金奨学生 募集要項

この奨学金は、家計が急変し、修学の継続が困難になった学生に対し、経済支援を行うことを目的としたものです。

## 1 出願資格

以下の(1)~(5)をすべて満たす学生。

- (1) 本学の正規課程に在籍する学生。ただし、標準修業年限超過者、2025 年度秋学期緊急給与奨学金採用者、2026 年度春学期休学者、外国人留学生は除きます。
- (2) 本年度、被災地（災害救助法適用地域）に係る入学者に対する入学金返還及び学費減免を受けていない学生。ただし、出願事由が異なる場合は対象とします。
- (3) 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの間に、次の①~③いずれかの事由により、学業継続の意思はあるが修学の継続が困難になった学生。

① 主たる家計支持者<sup>※1</sup>の**死亡**による家計急変<sup>※2</sup>

② 主たる家計支持者<sup>※1</sup>の**失職(定年退職・自己都合による退職を除く)**、**倒産**、**傷病**による家計急変<sup>※2</sup>

③ 主たる家計支持者<sup>※1</sup>の自宅住居(借家含む)が、**火災・自然災害により全壊(焼)又は半壊(焼)**

※1 主たる家計支持者とは：家計支持者（原則として両親。両親に代わり家計を支えている方）のうち家計急変前の収入が多い方を指します。大学院学生で学生本人又は配偶者が定職に就いている場合は、学生本人又は配偶者のうち家計急変前の収入が多い方を指します。

※2 家計急変とは：事由発生により、主たる家計支持者の収入及び所得が事由発生前と比べておおよそ半減以下になることを目安とします（事由発生前後のそれぞれ 1 年間の金額で判定）。

- (4) 出願時点において、すべての家計支持者の収入及び所得（見込み）の合計が次の家計基準を満たす学生。

家計基準	
給与・年金等収入	事業その他所得
年額 800 万円未満	年額 350 万円未満

\* マイナスの所得は「0 円」として扱います。

\* 複数の形態の収入（所得）がある場合は、それぞれが基準内であることを前提とし、総合的に家計判定を行います。

\* 家計判定に関する事前確認は一切受け付けません。

- (5) 2025 年度秋学期までの学業成績が次の基準を満たす学生。

	出願時点の在学学期数 <sup>※1</sup>	成績基準
学部学生	1 学期	なし。
	2 学期以上	卒業要件単位に含めることができる修得単位（認定を含む）の合計が標準修得単位数 <sup>※2</sup> 以上であること。
大学院学生	—	標準修業年限内で修了の見込みがあること。

※1 在学学期数：春学期、秋学期をそれぞれ 1 学期として数えた場合の通算学期数（休学した学期は含めない）

※2 標準修得単位数：卒業要件単位数÷8×（出願時点の在学学期数 - 1）

## 2 支給金額

年額 30 万円（給与）

### 3 出願書類

#### (1) 願書

- ・所定の用紙（RIKKYO PORTAL 奨学金ページから出力する場合は A4 判用紙に両面出力）に黒ボールペンで記入してください（消せるボールペン使用不可）。
- ・訂正は二重線を引き、余白に正しく記入してください（修正液・修正テープ使用不可）。

#### (2) 出願資格を証明する書類

- ・詳細は **9 出願書類の詳細について** を参照し準備してください。

#### (3) 収入状況を証明する所得関係書類

- ・詳細は **9 出願書類の詳細について** を参照し準備してください。

#### (4) 2025 年度秋学期までの修得単位が記載された「成績および単位集計情報」

- ・成績参照システムから A4 判用紙に出力してください。
- ・2026 年度春学期時点で在学学期 1 学期目の学生、大学院博士課程後期課程の学生は不要です。
- ・3 年次編入試験で入学した学生は、編入前の成績証明書も提出してください。

#### (5) 指導教員の推薦所見（大学院学生のみ提出）

- ・所定の用紙を RIKKYO PORTAL 奨学金ページからダウンロードし、あらかじめ被推薦者情報を入力したうえで指導教員に提供し、推薦所見の記入（入力）を依頼してください。
- ・推薦所見記入（入力）後、直接教員から学生課奨学金担当宛（scholarship@rikkyo.ac.jp）に Email 添付で送信するよう依頼してください。なお、送信は、PDF にして、件名を「推薦所見（緊急給与奨学金）」とし、後述する「出願期間」内に送信するよう、併せて依頼してください。

#### (6) 振込口座確認書・振込口座届（通帳等のコピーを貼付）

- ・口座登録を行っていない場合や登録口座を変更する場合のみ提出してください。
- ・所定の用紙（RIKKYO PORTAL 奨学金ページから出力する場合は A4 判用紙に出力）に必要事項を黒ボールペンで記入してください（消せるボールペンの使用は不可）。
- ・通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が明記されている部分）を「通帳等のコピー貼付欄」に貼付してください。なお、通帳レス（インターネット通帳）の場合は「振込口座確認書」に記載の注意事項に従ってください。

#### <注意事項>

- ① 家計判定のために、追加で書類の提出を求める場合があります。また、電話で家庭事情を詳しく伺う場合もありますので、大学からの着信（03-3985-XXXX）に注意してください。
- ② 出願書類に不備や不足がある場合は、出願を受け付けません。

### 4 出願期間

2026 年 6 月 1 日（月）～6 月 5 日（金）

### 5 出願方法

次のいずれかの窓口に出願書類を提出してください。

<池袋キャンパス> 5 号館 1 階 学生課奨学金窓口

<新座キャンパス> 7 号館 2 階 学生課奨学金窓口

\* 受付は窓口開設時間内に限ります。出願期間を過ぎた場合は一切受け付けません。

### 6 採用発表

2026 年 7 月 9 日（木）（予定）

\* 採用発表日に、出願者に対して採用結果を普通郵便で発送します。

### 7 支給日

2026 年 7 月 31 日（金）（予定）

\* 銀行振込により支給します。

### 8 その他

2026 年度春学期に休・退学した場合、虚偽の申請があった場合、大学による懲戒処分を受けた場合は、採用されてもその採用を取り消し、支給した奨学金については返還していただきます。

**9 出願書類の詳細について** \* 個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

＜出願書類(2) 出願資格を証明する書類について＞

事由	提出書類（いずれもコピーでの提出可）
死亡の場合	死亡診断書、埋葬許可証など
失職・退職の場合	雇用保険被保険者離職票（1と2）、雇用保険受給資格者証（1面と2面）、退職証明書、解雇通知等の離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの
倒産の場合	廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議事録など
傷病の場合	休職証明書（勤務先所定の用紙がない場合は本学所定の用紙）、医師の診断書、長期療養費計算書（継続的に医療費を支払っている場合提出。本学所定の用紙）
全壊(焼)・半壊(焼)の場合	罹災証明書 * 自宅住居そのものの修繕費用（駐車場、門など外構を除く）が生じた場合は、その領収書と、事情書（「どこの何を修繕したか」を記載）を併せて提出してください。

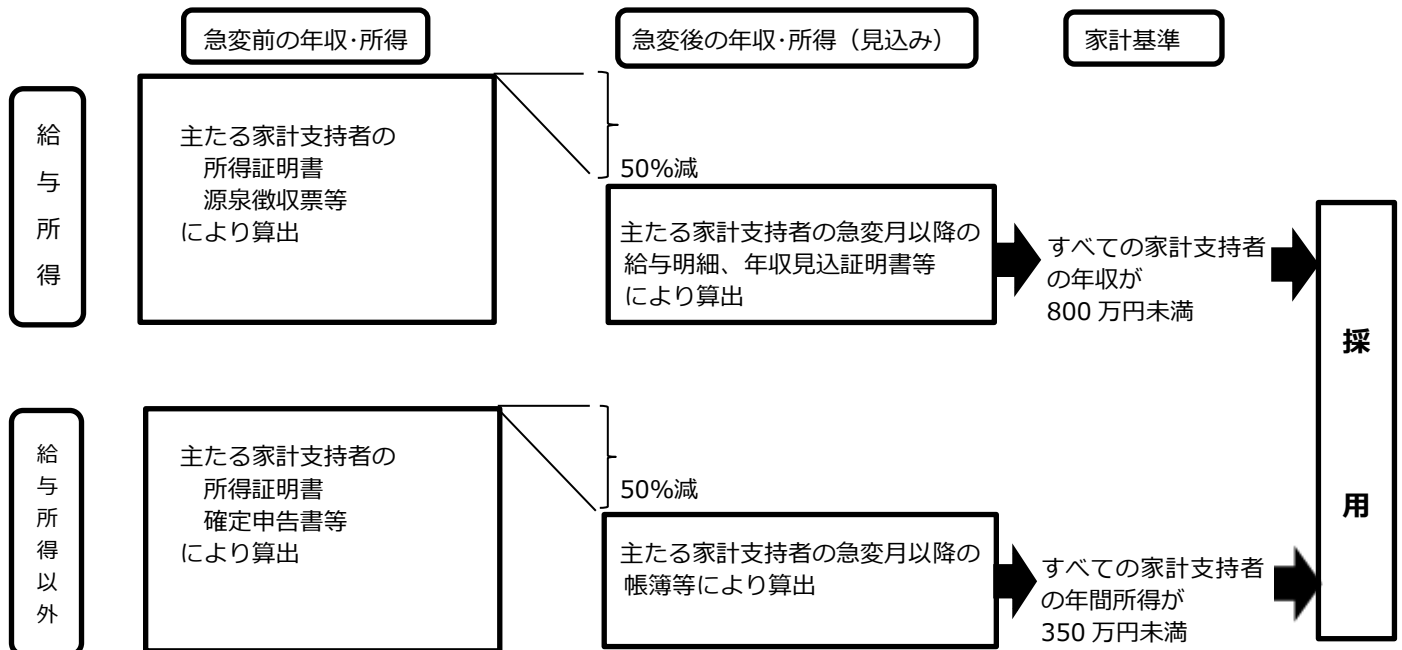
＜出願書類(3) 収入状況を証明する所得関係書類について＞

提出対象者	
学部学生	<b>両親のもの。</b> 両親がいない場合は、 <b>両親に代わり家計を支えている方。</b>
大学院学生	本人又は配偶者が定職に就いている場合は、 <b>本人及び配偶者。</b> 家計支持者が本人の両親の場合は、 <b>両親のもの。</b>

「提出対象者」全員分について、下記①及び②の書類を提出してください。ただし、②は該当者分のみ提出してください。

①家計急変前の 年収等証明書類	<b>必ず提出</b>	<b>令和8（2026）年度（令和7（2025）年分）所得証明書</b> （市区町村役所発行） * 原本を提出してください。 * 2025年1年間の収入が記載されたものがが必要です。 * 死亡、離別の場合でも、当該者分の証明書の提出が必要です。 * パート、アルバイト、無職の場合でも、当該者分の証明書の提出が必要です。
	<b>該当する書類を提出</b>	i 給与所得： <b>令和7（2025）年分源泉徴収票</b> * 2025年1月以降に転職・就職した場合は、転職・就職後の源泉徴収票を提出してください。 * 2026年1月以降に転職・就職した場合や、源泉徴収票が発行されない場合は、家計急変事由発生直前から遡って可能な限り3か月分以上の、勤務先発行の給与明細を提出してください。 * 複数の勤務先等からの給与収入がある場合は、各勤務先発行の源泉徴収票又は令和7年分確定申告書（第一表、第二表）を提出してください。 * やむを得ない理由で以上の書類が提出できない場合は、勤務先発行の2025年分年収証明書を提出してください。 ii 給与所得以外： <b>令和7（2025）年分確定申告書（第一表、第二表）</b> * 2026年1月以降に開業した場合は、家計急変事由発生直前から遡って可能な限り3か月分以上の帳簿等（売上金額と必要経費がわかるもの）を提出してください。 ※上記書類は、いずれも <u>コピーの提出可</u> 。
②家計急変後の 年収等（見込） 証明書類	<b>家計急変後の1年間の収入等（見込）額を証明する書類</b> ※ <u>コピーの提出可</u> 。 ■書類例 【死亡の場合】遺族年金の受給額がわかる書類 【失職の場合】雇用保険受給金額がわかる書類 * 失職後に再就職した場合や新たに開業した場合は、再就職又は開業後の収入（所得）に関する証明書（給与明細、年収見込証明書、帳簿等）も必要。 【傷病の場合】休職手当額がわかる書類（すべての受給月数分が必要） 傷病手当額がわかる書類（すべての受給月数分が必要） * 上記手当と同時に給与を受け取る場合は、給与明細も必要（本学所定の休職証明書で証明される場合は不要）。 ※家計急変前後で状況に変化がない方の書類の提出は不要です。 ※出願資格(3)-①で死亡当事者分の書類の提出は不要です。 ※出願資格(3)-③で出願する場合、書類の提出は不要です。	

<家計判定のイメージ>



※複数形態の収入等がある場合は、状況を総合的に勘案して判定します。

<問い合わせ先>

学生課 03-3985-2441